

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 2 月 22 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600184号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600105号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B店(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和41年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

昭和41年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和41年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年8月31日から同年9月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)がA社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の記録がない。請求期間も継続して勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の事業主から提出された回答書により、訂正請求記録の対象者は、請求期間に同社に継続して勤務(昭和41年9月1日にA社B店から同社C店に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和41年8月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社B店における同年7月の厚生年金保険の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は、昭和41年8月31日から同年9月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を同年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年8月31日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。